

なかつた」とにつき税務署長がやむを得ない事情があると認める場合において、当該明細書の提出があつたときは、この限りでない。

7 | 前項に定めるもののほか、第一項から第五項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

#### (特定再開発建築物等の割増償却)

第六十八条の三十五 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、昭和六十年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に、特定再開発建築物等で新築されたものを取得し、又は特定再開発建築物等を新築して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した場合には、その事業の用に供した日（以下この項において「供用日」という。）以後五年以内の日を含む各連結事業年度の当該特定再開発建築物等の償却限度額は、供用日以後五年以内（次項において「供用期間」という。）でその用に供している期間に限り、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該特定再開発建築物等の普通償却限度額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の十（当該特定再開発建築物等が第三項第三号に掲げる建築物である場合には、百分の五十）に相当する金額をいう。）との合計額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

#### 2 省略

3 | 前二項に規定する特定再開発建築物等とは、次に掲げる建築物に係る建物及びその附属設備、第四十七条の二第三項第四号に掲げる建築物に係る建物及びその附属設備並びに同項第五号に掲げる構築物（当該構築物と併せて設置される機械及び装置で財務省令で定めるものを含む。）をいう。

一 都市再開発法第二十九条の六に規定する認定再開発事業計画に基づいて行われる同法第二十九条の二第一項に規定する再開発事業（政令で定める要件を満たすものに限る。）により整備される建築物で政令で定めるもの

たことにつき税務署長がやむを得ない事情があると認める場合において、当該明細書の提出があつたときは、この限りでない。

6 | 前項に定めるもののほか、第一項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

#### (特定再開発建築物等の割増償却)

第六十八条の三十五 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、昭和六十年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に、特定再開発建築物等で新築されたものを取得し、又は特定再開発建築物等を新築して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した場合には、その事業の用に供した日（以下この項において「供用日」という。）以後五年以内の日を含む各連結事業年度の当該特定再開発建築物等の償却限度額は、供用日以後五年以内（次項において「供用期間」という。）でその用に供している期間に限り、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該特定再開発建築物等の普通償却限度額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の十（当該特定再開発建築物等が第三項第三号に掲げる建築物である場合には、百分の五十）に相当する金額をいう。）との合計額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

#### 2 同上

3 | 前二項に規定する特定再開発建築物等とは、都市再開発法第二条第六号に規定する施設建築物（政令で定める部分を除く。）、第四十七条の二第三項第二号から第五号までに掲げる建築物に係る建物及びその附属設備（同項第三号に掲げる建築物については、建物及びその附属設備と併せて設置される駐車の用に供する機械及び装置で財務省令で定めるものを含む。）並びに同項第六号に掲げる構築物（当該構築物と併せて設置される機械及び装置で財務省令で定めるものを含む。）をいう。

一 都市再開発法第二条第六号に規定する施設建築物（政令で定める部分を除く。）を満たすものに限る。）により整備される建築物で政令で定めるもの

三 都市再生特別措置法第二十五条に規定する認定計画に基づいて行われる同法  
第二十条第一項に規定する都市再生事業（政令で定める要件を満たすものに限  
る。）により整備される建築物で政令で定めるもの

#### 4・5 省略

#### 4・5 同上

#### 第六十八条の三十七 削除

#### （鉱業用坑道等の特別償却）

第六十八条の三十七 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で鉱業を営むものが、平成十四年四月一日から平成十五年三月三十日までの間に、第四十九条第一項各号に掲げる資産で政令で定めるものを取得し、又は製作して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した場合には、その取得又は製作のために支出した金額以下の金額で当該連結親法人又はその連結子法人が損金経理（法人税法第八十一条の二十第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る各連結法人の決算において費用又は損失として経理することをいう。以下この章において同じ。）をしたものは、その用に供した日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の規定は、連結確定申告書等に同項に規定する支出した金額の損金算入に関する申告の記載がない場合には、適用しない。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定により損金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他第一項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

#### （植林費の損金算入の特例）

第六十八条の三十八 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で第五十条第一項に規定する森林所有者に該当するものが、平成十四年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に、その有する山林につき同項に規定する認定を受けた同項に規定する森林施業計画に基づき、造林（植栽又は播種により森林を造成することをいう。）をするための同項に規定する植林費を支出した場合には、その支出した日を含む連結事業年度において、その支出した金額の百分の三十五に相当する金額以下で当該連結親法人又はその連結子法人が損金経理をしたものは、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の規定は、連結確定申告書等に同項に規定する支出した金額の損金算入に

2 前条第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

#### （植林費の損金算入の特例）

第六十八条の三十八 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で第五十条第一項に規定する森林所有者に該当するものが、平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に、その有する山林につき同項に規定する認定を受けた同項に規定する森林施業計画に基づき、造林（植栽又は播種により森林を造成することをいう。）をするための同項に規定する植林費を支出した場合には、その支出した日を含む連結事業年度において、その支出した金額の百分の三十五に相当する金額以下で当該連結親法人又はその連結子法人が損金経理をしたものは、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

関する申告の記載がない場合には、適用しない。

### 3 省略

(鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却)

第六十八条の三十九 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、第五十二条第一項各号に掲げる法人に対し、平成十七年三月三十日までに当該各号に定める費用又は負担金を支出した場合には、その支出した金額については、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十二条第一項の規定にかかわらず、当該連結親法人又はその連結子法人がその支出した日を含む連結事業年度以後の各連結事業年度（その支出した日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合は、当該事業年度終了の日の翌日以後に開始した各連結事業年度）において損金経理をした金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前条第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

### 3 省略

(特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例)

第六十八条の四十 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の有する減価償却資産で第六十八条の十第一項、第六十八条の十一第一項、第六十八条の十二第一項、第六十八条の十四第一項、第六十八条の十五第一項、第六十八条の十六から第六十八条の二十まで、第六十八条の二十の二第一項、第六十八条の二十一から第六十八条の二十七まで又は第六十八条の二十九から第六十八条の三十六までの規定（次項において「特別償却に関する規定」という。）の適用を受けたもの（次項に規定する一年以内事業年度において第五十二条の二第一項に規定する特別償却に関する規定の適用を受けたものを含む。）につき当該連結事業年度において特別償却不足額がある場合には、当該資産に係る当該連結事業年度の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における当該連結事業年度の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合にかかる。当該資産に係る特別償却不足額を加算した金額とする。

### 3 同上

(鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却)

第六十八条の三十九 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、第五十二条第一項各号に掲げる法人に対し、平成十五年三月三十日までに当該各号に定める費用又は負担金を支出した場合には、その支出した金額については、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十二条第一項の規定にかかわらず、当該連結親法人又はその連結子法人がその支出した日を含む連結事業年度以後の各連結事業年度（その支出した日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合は、当該事業年度終了の日の翌日以後に開始した各連結事業年度）において損金経理をした金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 第六十八条の三十七第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

### 3 同上

(特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例)

第六十八条の四十 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の有する減価償却資産で第六十八条の十第一項、第六十八条の十一第一項、第六十八条の十二第一項、第六十八条の十四第一項、第六十八条の十五第一項又は第六十八条の十六から第六十八条の三十六までの規定（次項において「特別償却に関する規定」という。）の適用を受けたもの（次項に規定する一年以内事業年度において第五十二条の二第一項に規定する特別償却に関する規定の適用を受けたものを含む。）につき当該連結事業年度において特別償却不足額がある場合には、当該資産に係る当該連結事業年度の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における当該連結事業年度の償却限度額として政令で定める金額に当該資産に係る特別償却不足額を加算した金額とする。

(特別償却等に関する複数の規定の不適用)

第六十八条の四十二 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の有する減価償却資産が当該連結事業年度において次に掲げる規定のうち二以上の規定の適用を受けることができるものである場合には、当該減価償却資産については、これらの規定のうちいずれか一の規定のみを適用する。

一 省 略

二 第六十八条の十から第六十八条の十二まで、第六十八条の十四から第六十八条の二十七又は第六十八条の二十九から第六十八条の三十六までの規定

三・四 省 略

2 省 略

(金属鉱業等鉱害防止準備金)

第六十八条の四十四 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で金属鉱業等鉱害対策特別措置法第二条第二項に規定する探掘権者又は租鉱権者であるものが、平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの期間（第六項において「指定期間」という。）内の日を含む各連結事業年度において、第五十五条の五第一項に規定する特定施設（以下この条において「特定施設」という。）の使用の終了後における鉱害の防止に要する費用の支出に備えるため、当該特定施設ごとに、当該特定施設（合併（適格合併を除く。）又は分割型分割（適格分割型分割を除く。）により合併法人又は分割承継法人に移転する特定施設を除く。）につき当該連結事業年度において同法第七条第一項及び第二項の規定により独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に鉱害防止積立金として積み立てた金額（同法第十条の規定により積み立てたものとみなされた金額（適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により移転を受けた金額を除く。）を含む。）に相当する金額以下の金額を損金経理の方法（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により金属鉱業等鉱害防止準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立てをした連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 5 5 省 略

6 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で第一項に規定する探掘権者又は租鉱権者であるものが、指定期間内の日を含む各連

(特別償却等に関する複数の規定の不適用)  
第六十八条の四十二 同 上

二 第六十八条の十から第六十八条の十二まで又は第六十八条の十四から第六十八条の三十七までの規定

三・四 同 上

2 同 上

(金属鉱業等鉱害防止準備金)

第六十八条の四十四 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で金属鉱業等鉱害対策特別措置法第二条第二項に規定する探掘権者又は租鉱権者であるものが、平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの期間（第六項において「指定期間」という。）内の日を含む各連結事業年度において、第五十五条の五第一項に規定する特定施設（以下この条において「特定施設」という。）の使用の終了後における鉱害の防止に要する費用の支出に備えるため、当該特定施設ごとに、当該特定施設（合併（適格合併を除く。）又は分割型分割（適格分割型分割を除く。）により合併法人又は分割承継法人に移転する特定施設を除く。）につき当該連結事業年度において同法第七条第一項及び第二項の規定により独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に鉱害防止積立金として積み立てた金額（同法第十条の規定により積み立てたものとみなされた金額（適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により移転を受けた金額を除く。）を含む。）に相当する金額以下の金額を損金経理の方法（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により金属鉱業等鉱害防止準備金として積み立てた金額は、当該積立てをした連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 5 5 同 上

6 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で第一項に規定する探掘権者又は租鉱権者であるものが、指定期間内の日を含む各連

結事業年度に、適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立により分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人に特定施設を移転する場合において、当該特定施設の使用の終了後における鉱害の防止に要する費用の支出に備えるため、当該特定施設ごとに、当該特定施設につき当該連結事業年度開始の時から当該適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立の直前の時までの間に金属鉱業等鉱害対策特別措置法第七条第一項及び第二項の規定により独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に鉱害防止積立金として積み立てた金額に相当する金額以下の金額を当該直前の時に金属鉱業等鉱害防止準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立てをした連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

#### 7512 省略

##### (特定災害防止準備金)

第六十八条の四十五 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で第五十五条の六第一項の表の各号の上欄に掲げるものが、平成十四年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度において、当該各号の中欄に掲げる施設（以下この条において「特定施設」という。）に係る当該各号の下欄に掲げる費用の支出に備えるため、当該特定施設ごとに、当該特定施設（合併（適格合併を除く。）又は分割型分割（適格分割型分割を除く。）により合併法人又は分割承継法人に移転する特定施設を除く。）につき積立限度額以下の金額を損金経理の方法（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により特定災害防止準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立てをした連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

#### 257 省略

8 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で第五十五条の六第一項の表の各号の上欄に掲げるものが、平成十四年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度において、適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立により分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人にその特定施設を移転する場合において、当該特定施設に係る当該各号の下欄に掲げる費用の支出に備えるため、当該特定施設ごとに、適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立の直前の時を当該連結事業年度終了の

結事業年度に、適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立により分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人に特定施設を移転する場合において、当該特定施設の使用の終了後における鉱害の防止に要する費用の支出に備えるため、当該特定施設ごとに、当該特定施設につき当該連結事業年度開始の時から当該適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立の直前の時までの間に金属鉱業等鉱害対策特別措置法第七条第一項及び第二項の規定により金属鉱業事業団に鉱害防止積立金として積み立てた金額に相当する金額以下の金額を当該直前の時に金属鉱業等鉱害防止準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立てをした連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

#### 7512 同上

##### (特定災害防止準備金)

第六十八条の四十五 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で第五十五条の六第一項の表の各号の上欄に掲げるものが、平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度において、当該各号の中欄に掲げる施設（以下この条において「特定施設」という。）に係る当該各号の下欄に掲げる費用の支出に備えるため、当該特定施設ごとに、当該特定施設（合併（適格合併を除く。）又は分割型分割（適格分割型分割を除く。）により合併法人又は分割承継法人に移転する特定施設を除く。）につき積立限度額以下の金額を損金経理の方法（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により特定災害防止準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立てをした連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

#### 257 同上

8 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で第五十五条の六第一項の表の各号の上欄に掲げるものが、平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度において、適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立により分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人にその特定施設を移転する場合において、当該特定施設に係る当該各号の下欄に掲げる費用の支出に備えるため、当該特定施設ごとに、適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立の直前の時を当該連結事業年度終了の

時とした場合に第二項の規定により計算される同項に規定する積立限度額に相当する金額以下の金額を特定災害防止準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立てをした連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

## 9・17 省略

### (電子計算機買戻損失準備金)

第六十八条の五十 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で第五十七条第一項に規定する電子計算機（以下この条において「電子計算機」という。）の製造又は販売の事業を営むものが、平成十四年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度において、電子計算機の特別買戻損失の補てんに充てるため、当該連結事業年度の特定電子計算機貸付会社に対する電子計算機の販売に係る収入金額（合併（適格合併を除く。）及び分割型分割（適格分割型分割を除く。）により特定電子計算機貸付会社に対して販売した電子計算機の買戻しを行わないこととなる場合におけるその電子計算機の販売に係る収入金額を除く。）で第三項に規定する政令で定める特約に係るものとの合計額と最近における当該特別買戻損失の実績とを基礎として政令で定めるところにより計算した金額以下の金額を損金経理の方法（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により電子計算機買戻損失準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

## 2・3 省略

4 第一項の電子計算機買戻損失準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条第一項の電子計算機買戻損失準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人の各連結事業年度において前項の買戻しに係る電子計算機について第一項の特別買戻損失が生じた場合には、当該特別買戻損失の生じた日における電子計算機買戻損失準備金の金額（その日において同条第一項の電子計算機買戻損失準備金の金額（以下この項において「単体電子計算機買戻損失準備金の金額」という。）がある場合には当該単体電子計算機買戻損失準備金の金額を含むものとし、その日までにこの項若しくは第六項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額（同条第四項又は第六項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前連結

時とした場合に第二項の規定により計算される同項に規定する積立限度額に相当する金額以下の金額を特定災害防止準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立てをした連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

## 9・17 同上

### (電子計算機買戻損失準備金)

第六十八条の五十 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で第五十六条の四第一項に規定する電子計算機（以下この条において「電子計算機」という。）の製造又は販売の事業を営むものが、平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度において、電子計算機の特別買戻損失の補てんに充てるため、当該連結事業年度の特定電子計算機貸付会社に対する電子計算機の販売に係る収入金額（合併（適格合併を除く。）及び分割型分割（適格分割型分割を除く。）により特定電子計算機貸付会社に対して販売した電子計算機の買戻しを行わないこととなる場合におけるその電子計算機の販売に係る収入金額を除く。）で第三項に規定する政令で定める特約に係るものとの合計額と最近における当該特別買戻損失の実績とを基礎として政令で定めるところにより計算した金額以下の金額を損金経理の方法（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により電子計算機買戻損失準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

## 2・3 同上

4 第一項の電子計算機買戻損失準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十六条の四第一項の電子計算機買戻損失準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人の各連結事業年度において前項の買戻しに係る電子計算機について第一項の特別買戻損失が生じた場合には、当該特別買戻損失の生じた日における電子計算機買戻損失準備金の金額（その日において同条第一項の電子計算機買戻損失準備金の金額（以下この項において「単体電子計算機買戻損失準備金の金額」という。）がある場合には当該単体電子計算機買戻損失準備金の金額を含むものとし、その日までにこの項若しくは第六項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額（同条第四項又は第六項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前連結

事業年度（当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該連結親法人又はその連結子法人のその前日を含む事業年度。次項において「前連結事業年度等」という。）終了の日までに次項の規定により益金の額に算入された金額（同条第五項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合にはこれらの金額を控除した金額とする。以下この条において同じ。）のうち当該特別買戻損失の額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、当該電子計算機買戻損失準備金の金額をそのまま積立てをした連結事業年度（単体電子計算機買戻損失準備金の金額にあつては、その積立てをした事業年度。以下この項及び次項において「積立て事業年度」という。）別に区分した各金額のうち、その積立てをした積立て事業年度が最も古いものから順次益金の額に算入されるものとする。

5 第一項の電子計算機買戻損失準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条第一項の電子計算機買戻損失準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人の各連結事業年度終了の日における前連結事業年度等から繰り越された電子計算機買戻損失準備金の金額のうちに同日前五年以前に終了した積立て事業年度において積み立てた金額（当該連結親法人又はその連結子法人が適格合併又は適格分割型分割に係る合併法人又は分割承継法人である場合には、その適格合併又は適格分割型分割に係る被合併法人又は分割法人が同日前五年以前に終了した積立て事業年度において積み立てた金額（当該連結親法人又はその連結子法人が適格合併又は適格分割型分割に係る合併法人又は分割承継法人である場合には、その適格合併又は適格分割型分割に係る被合併法人又は分割法人が同日前五年以前に終了した積立て事業年度において積み立てた金額（当該連結親法人又はその連結子法人が分割承継法人である場合には、当該連結親法人又はその連結子法人が引継ぎを受けた金額に限る。）を含む。）がある場合には、当該積み立てた金額（同日において前項の規定により益金の額に算入される金額を除く。）は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

6 第一項の電子計算機買戻損失準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条第一項の電子計算機買戻損失準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる場合（適格合併又は適格分割型分割により、その適格合併又は適格分割型分割前に第二項に規定する特定電子計算機貸付会社に販売した第三項の買戻しに係る電子計算機（以下の項及び第十一項において「特定電子計算機」という。）の買戻しを行わないこととなつた場合を除く。）に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む連結事業年度（第二

連結事業年度（当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該連結親法人又はその連結子法人のその前日を含む事業年度。次項において「前連結事業年度等」という。）終了の日までに次項の規定により益金の額に算入された金額（同条第五項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合にはこれらの金額を控除した金額とする。以下この条において同じ。）のうち当該特別買戻損失の額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、当該電子計算機買戻損失準備金の金額をそのまま積立てをした連結事業年度（単体電子計算機買戻損失準備金の金額にあつては、その積立てをした事業年度。以下この項及び次項において「積立て事業年度」という。）別に区分した各金額のうち、その積立てをした積立て事業年度が最も古いものから順次益金の額に算入されるものとする。

5 第一項の電子計算機買戻損失準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十六条の四第一項の電子計算機買戻損失準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人の各連結事業年度終了の日における前連結事業年度等から繰り越された電子計算機買戻損失準備金の金額のうちに同日前五年以前に終了した積立て事業年度において積み立てた金額（当該連結親法人又はその連結子法人が適格合併又は適格分割型分割に係る合併法人又は分割承継法人である場合には、その適格合併又は適格分割型分割に係る被合併法人又は分割法人が同日前五年以前に終了した積立て事業年度において積み立てた金額（当該連結親法人又はその連結子法人が適格合併又は適格分割型分割に係る合併法人又は分割承継法人である場合には、当該連結親法人又はその連結子法人が引継ぎを受けた金額に限る。）を含む。）がある場合には、当該積み立てた金額（同日において前項の規定により益金の額に算入される金額を除く。）は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

6 第一項の電子計算機買戻損失準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十六条の四第一項の電子計算機買戻損失準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる場合（適格合併又は適格分割型分割により、その適格合併又は適格分割型分割前に第二項に規定する特定電子計算機貸付会社に販売した第三項の買戻しに係る電子計算機（以下の項及び第十一項において「特定電子計算機」という。）の買戻しを行わないこととなつた場合を除く。）に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む連結事業年度（第二

号に掲げる場合にあつては、同号に規定する合併又は分割型分割の日の前日を含む連結事業年度)の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、第四項後段の規定を準用する。

#### 一四省略

#### 7・8省略

9 第六十八条の四十三第十項及び第十一項前段の規定は、第一項の電子計算機買戻損失準備金(連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条第一項の電子計算機買戻損失準備金を含む。)を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が被合併法人となる適格合併(連結子法人が被合併法人となる適格合併にあつては、その適格合併の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格合併に限る。)が行われた場合について準用する。この場合において、第六十八条の四十三第十一項前段中「第五十五条第十一項」とあるのは「第五十七条第十項」において準用する第五十五条第十一項」と読み替えるものとする。

10 前項において準用する第六十八条の四十三第十項又は第五十七条第十項において準用する第五十五条第十一項の場合において、これらの規定に規定する適格合併に係る合併法人(当該適格合併後において連結法人に該当するものに限る。)が第三項に規定する政令で定める特約を有する者でないときは、当該適格合併の日を含む連結事業年度終了の日における電子計算機買戻損失準備金の金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額に算入する。

11 第六十八条の四十三第十二項及び第十四項前段の規定は、第一項の電子計算機買戻損失準備金(連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条第一項の電子計算機買戻損失準備金を含む。)を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が適格分割型分割(その適格分割型分割の日がその連結親法人又はその連結子法人が当該電子計算機買戻損失準備金を積み立てている連結事業年度開始の日である場合の当該適格分割型分割に限る。)について準用する。この場合において、第六十八条の四十三第十二項及び第十四項前段中「第五十五条第十四項」とあるのは「第五十七条第十一項」とあるのは「第六十八条の五十第五項」において準用する第五十五条第十四項」と、「第三項」とあるのは「第六十八条の五十第五項」において準用する第五十五条第十四項」と、「第三項」とあるのは「第六十八条の五十第五項」において準用する第五十五条第十一項」と読み替えるものとする。

第二号に掲げる場合にあつては、同号に規定する合併又は分割型分割の日の前日を含む連結事業年度)の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、第四項後段の規定を準用する。

#### 一四同上

#### 7・8同上

9 第六十八条の四十三第十項及び第十一項前段の規定は、第一項の電子計算機買戻損失準備金(連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十六条の四第一項の電子計算機買戻損失準備金を含む。)を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が被合併法人となる適格合併(連結子法人が被合併法人となる適格合併にあつては、その適格合併の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格合併に限る。)が行われた場合について準用する。この場合において、第六十八条の四十三第十一項前段中「第五十五条第十一項」とあるのは「第五十六条の四第十項」において準用する第五十五条第十一項」と、「第三項」とあるのは「第五十六条の四十第五項」とあるのは「第六十八条の五十第五項」と、「同条第十一項」とあるのは「第五十六条の四十第十項」において準用する第五十五条第十一項」と読み替えるものとする。

10 前項において準用する第六十八条の四十三第十項又は第五十六条の四十第十項において準用する第五十五条第十一項の場合において、これらの規定に規定する適格合併に係る合併法人(当該適格合併後において連結法人に該当するものに限る。)が第三項に規定する政令で定める特約を有する者でないときは、当該適格合併の日を含む連結事業年度終了の日における電子計算機買戻損失準備金の金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額に算入する。

11 第六十八条の四十三第十二項及び第十四項前段の規定は、第一項の電子計算機買戻損失準備金(連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十六条の四第一項の電子計算機買戻損失準備金を含む。)を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が適格分割型分割(その適格分割型分割の日がその連結親法人又はその連結子法人が当該電子計算機買戻損失準備金を積み立てている連結事業年度開始の日である場合の当該適格分割型分割に限る。)について準用する。この場合において、第六十八条の四十三第十二項及び第十四項前段中「第五十五条第十四項」とあるのは「第五十七条第十一項」とあるのは「第六十八条の五十第五項」において準用する第五十五条第十四項」と、「第三項」とあるのは「第六十八条の五十第五項」において準用する第五十五条第十四項」と、「第三項」とあるのは「第六十八条の五十第五項」において準用する第五十五条第十一項」と読み替えるものとする。

項」と、「同条第十四項」とあるのは「第五十七条第十一項において準用する第五十五条第十四項」と読み替えるものとする。

#### 12 前項において準用する第六十八条の四十三第十二項又は第五十七条第十一項

において準用する第五十五条第十四項の場合において、これらの規定に規定する適格分割型分割に係る分割承継法人（当該適格分割型分割後において連結法人に該当するものに限る。）が第三項に規定する政令で定める特約を有する者でないときは、当該適格分割型分割の日を含む連結事業年度終了の日における電子計算機買戻損失準備金の金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

#### 13 省略

#### 第六十八条の五十一 削除

第五十五条」と、「同条第十四項」とあるのは「第五十六条の四第十一項において準用する第五十五条第十四項」と読み替えるものとする。

#### 12 前項において準用する第六十八条の四十三第十二項又は第五十六条の四第十一項

において準用する第五十五条第十四項の場合において、これらの規定に規定する適格分割型分割に係る分割承継法人（当該適格分割型分割後において連結法人に該当するものに限る。）が第三項に規定する政令で定める特約を有する者でないときは、当該適格分割型分割の日を含む連結事業年度終了の日における電子計算機買戻損失準備金の金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

#### 13 同上

#### 第六十八条の五十一 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で次の表の各号の上欄に掲げるものが、平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度において、当該各号の中欄に掲げる費用の支出に備えるため、当該各号の下欄に掲げる金額以下の金額を損金経理の方法（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）によりプログラム等準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立てをした連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

法 人	費 用	金 額
一 情報処理の促進に関する法律第二条第一項に規定するソフトウェア業（第三項において「ソフトウェア業」という。）を営む連結法人	イ 同条第二項に規定するプログラム（以下この号及び第三号において「プログラム」といって「プログラム」という。）で同法第三条第一項第二号に掲げるプログラム及びこれに準ずるものとして政令で定めるプログラム（以下この号において「汎	当該連結法人が開発した制御プログラムとして政令で定めるものとの譲渡又は提供に係る当該連結法人の当該連結事業年度の収入金額と事業年度の収入金額として政令で定めるとおり計算した金額の百分の十に相当する

ハ 情報処理システムの構想、企画、設計、評価若しくは監査又は情報処理システムの利用者に対する教育若しく	口 沢用プログラムのうち制御プログラム以外のものの開発に要する費用	発に要する費用	用プログラム」と総称するもの（以下この号において「制御プログラム」という。）の開
人の当該連結事業年度	当該役務で当該連結法人が開発したものとして政令で定めるものの提供に係る当該連結法	制御プログラム以外の汎用プログラムで当該連結法人が開発したものをして政令で定めるものの譲渡又は提供に係る当該連結法人の当該連結事業年度の収入金額として政令で定めるところにより計算しめた金額の百分の二十に相当する金額（当該計算した金額が政令で定める金額を超える場合には、当該政令で定める金額の百分の二十に相当する金額と当該超える部分の金額の百分の十に相当する金額との合計額）	で定める金額を超える場合には、当該政令で定める金額

二 他人の用に供する ために構成した著作 権法第二条第一項第 十号の三に規定する データベース（以下 この号において「デ ータベース」という 。）を譲渡し、提供 し、又はその利用の 許諾を行う事業（第 三項において「デ ータベース業」とい う。）を営む連結法人		データベースの構成に要 する費用		は指導に関する役務と して政令で定めるもの の開発に要する費用		の収入金額として政令 で定めるところにより 計算した金額の百分 七に相当する金額	
三 統合情報処理システム データサービス（相手 方との間に締結した 契約に基づき、一の 情報処理システムに つき、その設計、プ ログラムの作成、試 験、運用の準備及び 保守のすべてを行 う費用		データベースに係る情報処理シ ステムの欠陥につきその 引渡し後において当該連 絡法人が自己の負担によ り無償で行う補修に要す る費用		当該連結法人の当該連 絡事業年度における統 合情報処理システムサ ービス（政令で定める 要件を満たすものに限 る。）の提供に係る収 入金額（有償で行う保 守に係るもの及び分割 型分割（適格分割型分 割）		当該連結法人の当該連 絡事業年度におけるデ ータベース（政令で定 める要件を満たすもの に限る。）の譲渡、提 供又は利用の許諾に係 る収入金額として政令 で定めるところにより 計算した金額の百分 八に相当する金額（當 該計算した金額が政令 で定める金額を超える 場合には、当該政令で 定める金額の百分の八 に相当する金額と当該 超える金額の百分の六 に相当する金額との合 計額）	

<p>役務をいう。以下この条において同じ。</p> <p>）を提供する事業（第三項において「システムサービス業」という。）を営む連結法人のうち当該事業を的確に行う能力がある者として政令で定めるもの（政令で定める電子計算機の製造の事業を営む者を除く。）</p>	<p>前項に規定する連結親法人又はその連結子法人（第五十七条第一項の規定の適用を受けたものを含む。）の各連結事業年度終了の日において、前連結事業年度（当該連結親法人又はその連結子法人の当該各連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該連結親法人又はその連結子法人のその前日を含む事業年度。以下この項において「前連結事業年度等」という。）から繰り越された当該各連結事業年度終了の日において同条第一項のプログラム等準備金を積み立てている当該連結親法人又はその連結子法人の前連結事業年度等から繰り越された当該プログラム等準備金の金額（以下この項において「単体プログラム等準備金の金額」という。）がある場合には当該単体プログラム等準備金の金額を含むものとし、当該各連結事業年度終了の日までに次項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべき」ととなつた金額（同条第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前連結事業年度等の終了の日までにこの項の規定により益金の額に算入された金額（同条第二項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合にはこれらの金額を控除した金額とする。以下この条において同じ。）のうちにその積立てをした連結事業年度（単体プログラム等準備金の金額に算入された金額（同条第二項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）という。）終了の日の翌日から四年を経過したもの（以下この項において「据置期間経過準備金額」という。）がある場合には、当該据置期間経過準備金</p>
<p>割を除く。）により分割承継法人が無償で補修することとなるもので定めるところにより計算した金額の百分の十に相当する金額（当該金額が政令で定める金額を超える場合には当該政令で定める金額）</p>	<p>割を除く。）として政令で定めるところにより計算した金額の百分の十に相当する金額（当該金額が政令で定める金額を超える場合には当該政令で定める金額）</p>

額については、その積立てをした積立事業年度別に区分した各金額ごとに、当該区分した金額の積立てをした積立事業年度の連結所得の金額の計算上前項の規定により損金の額に算入された当該プログラム等準備金として積み立てた金額（当該据置期間経過準備金額が単体プログラム等準備金の金額に係るものである場合には、当該区分した金額の積立てをした積立事業年度の所得の金額の計算上第五十七条第一項の規定により損金の額に算入された同項のプログラム等準備金の金額として積み立てた金額）に当該各連結事業年度の月数を乗じてこれを四十八で除して計算した金額（当該計算した金額が当該区分した金額を超える場合には、当該区分した金額）に相当する金額を、それぞれ、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

- 3 第一項のプログラム等準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条第一項のプログラム等準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる場合（当該連結親法人又はその連結子法人を被合併法人とする適格合併が行われた場合又は適格分割型分割により統合情報処理システムサービスに係る情報処理システムの欠陥につき第一項の表の第三号の中欄に規定する無償で行う補修（以下この項及び第八項において「無償補修」という。）を行わないこととなつた場合を除く。）に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む連結事業年度（第一号に掲げる場合にあつては、同号に規定する合併又は分割型分割の日の前日を含む連結事業年度）の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合において、第二号又は第四号に掲げる場合に該当するときは、これらの号に規定するプログラム等準備金の金額をその積立てをして積立事業年度別に区分した各金額のうち、その積立てをした積立事業年度が最も古いものから順次益金の額に算入されるものとする。
- 一 ソフトウエア業、データベース業又はシステムサービス業を廃止した場合（適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により廃止した場合を除く。）当該廃止の日におけるプログラム等準備金の金額
- 二 当該連結親法人又はその連結子法人を被合併法人とする合併（連結子法人が被合併法人となる合併にあつては、その合併の日が法人税法第十五条の二第一項本文に規定する連結親法人事業年度開始の日（以下この条において「連結親法人事業年度開始の日」という。）である場合の当該合併に限る。）が行われた場合又は分割型分割（その分割型分割の日が連結親法人事業年度開始の日である場合の当該分割型分割に限る。）により無償補修の全部又は一部を行な

- いこととなつた場合、その合併直前におけるプログラム等準備金の金額又はその分割型分割直前における当該無償補修に係るプログラム等準備金の金額のうちその行わないこととなつた無償補修に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額（当該分割型分割により当該無償補修の全部を行わないこととなつた場合には、その分割型分割直前におけるプログラム等準備金の金額）と解散した場合（合併により解散した場合を除き、連結子法人の解散にあつてはその解散の日が連結事業年度終了の日である場合に限る。）その解散の日におけるその解散した連結親法人又は当該連結子法人の有するプログラム等準備金の金額
- 四 前項及び前三号の場合以外の場合においてプログラム等準備金の金額を取り崩した場合、その取り崩した日におけるプログラム等準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額
- 四 第二項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。
- 五 第一項の規定は、同項に規定する連結親法人又はその連結子法人の次の各号に掲げる連結事業年度における当該各号に定める連結法人については、適用しない。
- 一 連結親法人の解散の日を含む連結事業年度 当該連結親法人
- 二 連結子法人の解散の日を含む連結事業年度 その解散した連結子法人
- 三 合併（適格合併を除く。）の日の前日を含む連結事業年度 当該合併に係る被合併法人である連結法人
- 六 第六十八条の四十四第五項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。
- 七 第六十八条の四十三第十項及び第十一項の規定は、第一項のプログラム等準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条第一項のプログラム等準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が被合併法人となる適格合併（連結子法人が被合併法人となる適格合併については、その適格合併の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格合併に限る。）が行われた場合について準用する。この場合において、第六十八条の四十三第十一項中「第五十五条第十一項」とあるのは「第五十七条第八項において準用する第五十五条第十一項」と、「第三項」とあるのは「第六十八条の五十一第二項」と、「同条第十一項」とあるのは「第五十七条第八項において準用する第五十五条第十一項」と読み替えるものとする。
- 八 第六十八条の四十三第十二項及び第十四項の規定は、第一項のプログラム等準備金の金額

備金（同項の表の第三号に係るものに限るものとし、連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条第一項のプログラム等準備金（同項の表の第三号に係るものに限る。）を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が適格分割型分割（その適格分割型分割の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格分割型分割に限る。）により無償補修を行わないこととなつた場合（当該適格分割型分割に係る分割承継法人が当該プログラム等準備金を積み立てていて連続親法人又はその連結子法人の行わないこととなつた当該無償補修を行うこととなつた場合に限る。）について準用する。この場合において、第六十八条の四十三第十四項中「第五十五条第十四項」とあるのは「第五十七条第九項において準用する第五十五条第十四項」と、「第三項」とあるのは「第六十八条の五十一第二項」と、「同条第十四項」とあるのは「第五十七条第九項において準用する第五十五条第十四項」と読み替えるものとする。  
9 第六項に定めるもののほか、第一項から第三項までの規定により損金の額又は益金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他第一項から第四項まで及び前二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（中小連結法人等の貸倒引当金の特例）

第六十八条の五十九 省略

2 連結親法人である法人税法第二条第七号に規定する協同組合等の平成十四年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度の連結所得の金額に係る同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合には、同法第五十二条第二項中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額（当該内国法人が租税特別措置法第六十八条の五十九第一項（中小連結法人等の貸倒引当金の特例）の規定の適用を受ける場合には、同項に規定する政令で定める割合を乗じて計算した金額）の百分の百十六に相当する金額」として計算するものとする。

（中小連結法人等の貸倒引当金の特例）

第六十八条の五十九 同上

2 連結親法人である法人税法第二条第七号に規定する協同組合等の平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度の連結所得の金額に係る同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合には、同法第五十二条第二項中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額（当該内国法人が租税特別措置法第六十八条の五十九第一項（中小連結法人等の貸倒引当金の特例）の規定の適用を受ける場合には、同項に規定する政令で定める割合を乗じて計算した金額）の百分の百十六に相当する金額」として計算するものとする。

第十二節 削除

（技術等海外取引に係る連結所得の特別控除）

第十二節 連結法人の技術等海外取引に係る課税の特例

第六十八条の六十 削除

第六十八条の六十 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの期間（以下

この項において「指定期間」という。) 内の日を含む各連結事業年度の総収入金額のうちに技術等海外取引による指定期間内の収入金額(政令で定める収入金額を除く。)がある場合には、当該収入金額の百分の十二に相当する金額(当該金額が政令で定めるところにより計算した金額の百分の十五に相当する金額を超える場合には、当該百分の十五に相当する金額)は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項に規定する技術等海外取引とは、専門的な科学技術に関する知識を必要とする次に掲げる役務の提供(政令で定めるものに限るものとし、第三者(連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。)を通じてこれらの取引を行い、当該第三者がその対価を受領する場合には、当該第三者を通じてこれらの取引をした者の当該取引とする。以下この項及び第五項において「技術役務の提供」という。)のうち、新開発地域(第五十八条第一項に規定する新開発地域をいう。第五項において同じ。)内において業務を行う非居住者(第二条第一項第一号の二に規定する非居住者をいう。第五項において同じ。)又は外国法人(当該技術役務の提供を行う連結法人との間にいづれか一方の法人が他方の法人の発行済株式又は出資(当該他方の法人が有する自己の株式又は出資を除く。)の総数の百分の二十五以上の数の株式又は出資を直接又は間接に保有する関係その他の政令で定める特殊の関係にある外国法人を除く。第五項において同じ。)に対するもので当該業務に係るもの)をいう。

一 調査、企画、立案、助言、設計、監督又は検査に係る役務の提供で生産設備及びこれに準ずるものの建設又は製造に係るもの

二 農業、林業又は漁業に関する技術指導に係る役務の提供

三 測量に係る役務の提供

3 前項に規定する役務の提供には、その対価の支払が日本国と外国との間に締結された賠償に関する条約に基づき日本国政府又は外国政府によりされるものその他これに類するものとして政令で定めるものを含まないものとする。

4 第二項第三号に掲げる役務の提供を行つた場合において、当該役務の提供に係る材料代、人夫賃その他の費用で当該役務の提供を行つた地域内において支出したものがあるときは、当該役務の提供に係る第一項に規定する技術等海外取引による収入金額は、当該役務の提供による収入金額から当該支出した金額に相当する金額を控除した金額によるものとする。

5 第一項に規定する技術等海外取引による収入金額は、当該技術等海外取引が技術役務の提供であり、かつ、新開発地域内において業務を行う非居住者又は外国

法人に対するもので当該業務に係るものであることについて、当該連結事業年度の法人税法第八十一条の十九第一項又は第八十一条の二十二第一項の規定による申告書の提出期限までに、財務省令で定めるところにより証明された取引による収入金額に限るものとする。

6 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結確定申告書等に同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該連結確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により損金の額に算入される金額は当該申告に係るその損金の額に算入されるべき金額に限るものとする。

7 第一項の規定の適用を受けた連結親法人又はその連結子法人の同項の規定により損金の額に算入された金額は、法人税法第二条第十八条の二の規定の適用については同号イに規定する個別所得金額に、同法第八十一条の十三第二項及び第三項の規定の適用についてはこれらの規定に規定する連結所得等の金額に、それぞれ含まれるものとする。

8 前項に定めるもののほか、第一項の規定により損金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他第一項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

#### (探鉱準備金又は海外探鉱準備金)

### 第六十八条の六十一 省略

#### 2・3 省略

4 第一項又は第二項に規定する連結親法人又はその連結子法人（第五十八条第一項又は第二項の規定の適用を受けたものを含む。）の各連結事業年度終了の日ににおいて、前連結事業年度（当該連結親法人又はその連結子法人の当該各連結事業年度開始日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その前日を含む事業年度。以下この項において「前連結事業年度等」という。）から繰り越された探鉱準備金の金額又は海外探鉱準備金の金額（当該各連結事業年度終了の日において同条第一項の探鉱準備金又は同条第二項の海外探鉱準備金を積み立てている当該連結親法人又はその連結子法人の前連結事業年度等から繰り越された同条第一項の探鉱準備金の金額又は同条第二項の海外探鉱準備金の金額（以下この項において「単体探鉱準備金等の金額」という。）がある場合には当該単体探鉱準備金等の金額を含むものとし、当該各連結事業年度終了の日までに次

4 第一項又は第二項に規定する連結親法人又はその連結子法人（第五十八条の二第一項又は第二項の規定の適用を受けたものを含む。）の各連結事業年度終了の日ににおいて、前連結事業年度（当該連結親法人又はその連結子法人の当該各連結事業年度開始日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その前日を含む事業年度。以下この項において「前連結事業年度等」という。）から繰り越された探鉱準備金の金額又は海外探鉱準備金の金額（当該各連結事業年度終了の日において同条第一項の探鉱準備金又は同条第二項の海外探鉱準備金を積み立てている当該連結親法人又はその連結子法人の前連結事業年度等から繰り越された同条第一項の探鉱準備金の金額又は同条第二項の海外探鉱準備金の金額（以下この項において「単体探鉱準備金等の金額」という。）がある場合には当該単体探鉱準備金等の金額を含むものとし、当該各連結事業年度終了の日までに次

項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額（同条第五項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前連結事業年度等の終了の日までにこの項の規定により益金の額に算入された金額（同条第四項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合にはこれらの金額を控除した金額とする。以下この条において同じ。）のうちにその積立てをした連結事業年度（単体探鉱準備金等の金額にあつては、その積立てをした事業年度。次項において「積立事業年度」という。）終了の日の翌日から三年を経過したものがある場合には、その三年を経過した探鉱準備金の金額又は海外探鉱準備金の金額は、その三年を経過した日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

5 第一項の探鉱準備金又は第二項の海外探鉱準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十八条第一項の探鉱準備金又は同条第二項の海外探鉱準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる場合（当該連結親法人若しくはその連結子法人を被合併法人とする適格合併が行われた場合又は適格分割、適格現物出資若しくは適格事後設立により鉱業事務所（鉱業法第六十八条に規定する鉱業事務所をいう。以下この条において同じ。）を移転した場合（第三項に規定する新鉱床探鉱費を支出している試掘権を併せて移転した場合に限る。）を除く。）に該当することとなつた場合は、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む連結事業年度（第二号に掲げる場合にあつては、同号に規定する合併又は分割型分割の日の前日を含む連結事業年度）の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合において、第二号及び第四号に掲げる場合に該当するときは、これらの号に規定する探鉱準備金の金額又は海外探鉱準備金の金額をその積立てをした積立事業年度別に区分した各金額のうち、その積立てをした積立事業年度が最も古いものから順次益金の額に算入されるものとする。

#### 一、四 省略

#### 6、9 省略

10 第六十八条の四十三第十項及び第十一項前段の規定は、第一項の探鉱準備金又は第二項の海外探鉱準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十八条第一項の探鉱準備金又は同条第二項の海外探鉱準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が被合併法人となる適格合併（連結子法人が被合併法人となる合併にあつては、その合併の日がその連結親事業年度開始の日である場合の当該適格合併に限る。）が行われた場合について

に次項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額（同条第五項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前連結事業年度等の終了の日までにこの項の規定により益金の額に算入された金額（同条第四項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合にはこれらの金額を控除した金額とする。以下この条において同じ。）のうちにその積立てをした連結事業年度（単体探鉱準備金等の金額にあつては、その積立てをした事業年度。次項において「積立事業年度」という。）終了の日の翌日から三年を経過したものがある場合には、その三年を経過した探鉱準備金の金額又は海外探鉱準備金の金額は、その三年を経過した日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

5 第一項の探鉱準備金又は第二項の海外探鉱準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十八条の二第一項の探鉱準備金又は同条第二項の海外探鉱準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる場合（当該連結親法人若しくはその連結子法人を被合併法人とする適格合併が行われた場合又は適格分割、適格現物出資若しくは適格事後設立により鉱業事務所（鉱業法第六十八条に規定する鉱業事務所をいう。以下この条において同じ。）を移転した場合（第三項に規定する新鉱床探鉱費を支出している試掘権を併せて移転した場合に限る。）を除く。）に該当することとなつた場合は、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む連結事業年度（第二号に掲げる場合にあつては、同号に規定する合併又は分割型分割の日の前日を含む連結事業年度）の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合において、第二号及び第四号に掲げる場合に該当するときは、これらの号に規定する探鉱準備金の金額又は海外探鉱準備金の金額をその積立てをした積立事業年度別に区分した各金額のうち、その積立てをした積立事業年度が最も古いものから順次益金の額に算入されるものとする。

#### 一、四 同上

#### 6、9 同上

10 第六十八条の四十三第十項及び第十一項前段の規定は、第一項の探鉱準備金又は第二項の海外探鉱準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十八条の二第一項の探鉱準備金又は同条第二項の海外探鉱準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が被合併法人となる適格合併（連結子法人が被合併法人となる合併にあつては、その合併の日がその連結親事業年度開始の日である場合の当該適格合併に限る。）が行われた場合につ

準用する。」の場合において、第六十八条の四十三第十一項前段中「第五十五条第一項」とあるのは「第五十八条第十一項」において準用する第五十五条第一項」と、「第三項」とあるのは「第六十八条の六十一第四項」と、「同条第十一項」とあるのは「第五十八条第十一項」において準用する第五十五条第一項」と読み替えるものとする。

項又は第八項の探鉱準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十八条第一項の探鉱準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が適格分割（適格分割型分割にあつては、その適格分割型分割の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格分割型分割に限る。）により分割承継法人に鉱業事務所を移転した場合（第三項に規定する新鉱床探鉱費を支出している試掘権を併せて移転した場合に限る。）について準用する。

この場合において、第六十八条の四十三第十三項前段中「第三項」とあるのは、「第六十八条の六十一第四項」と、同条第十四項前段中「第五十五条第十四項」とあるのは、「第五十八条第十二項において準用する第五十五条第十四項」と、「第三項」とあるのは、「第六十八条の六十一第四項」と、「同条第十四項」とあるものは、「第五十八条第十二項において準用する第五十五条第十四項」と読み替えるものとする。

項又は第八項の探鉱準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十八条の二第一項の探鉱準備金を含む。）を積み立ててある連結親法人又はその連結子法人が適格分割（適格分割型分割）につては、その適格分割型分割の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格分割型分割による。）により分割承継法人に鉱業事務所を移転した場合（第三項に規定する新鉱床探鉱費を支出している試掘権を併せて移転した場合に限る。）について準用する。この場合において、第六十八条の四十三第十三項前段中「第三項」とあるのは「第六十八条の六十一第四項」と、同条第十四項前段中「第五十五条第十四項」とあるのは「第五十八条の二第十一項」において準用する第五十五条第十四項」と、「第三項」とあるのは「第六十八条の六十一第四項」と、「同条第十四項」とあるのは「第五十八条の二第十二項」において準用する第五十五条第十四項」と読み替えるものとする。

第六十九条の四十三第十五項、第十六項前段及び第十七項前段の規定は、第一項又は第八項の探鉱準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十八条第一項の探鉱準備金を含む。）を積み立ててある連結親法人又はその連結子法人が適格現物出資により被現物出資法人に鉱業事務所を移転した場合（第三項に規定する新鉱床探鉱費を支出している試掘権を併せて移転した場合に限る。）について準用する。この場合において、第六十八条の四十三第十六項前段中「第三項」とあるのは「第六十八条の六十一第四項」と、同条第十七項前段中「第五十五条第十八項」とあるのは「第五十八条第十三項」において準用する第五十五条第十八項」と、「第三項」とあるのは「第六十八条の六十一第四項」と、「同条第十八項」とあるのは「第五十八条第十三項」において準用する第五十五条第十八項」と読み替えるものとする。

第六十八条の四十三第十八項、第十九項前段及び第二十項前段の規定は、第一項又は第八項の探鉱準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十八条第一項の探鉱準備金を含む。）を積み立ててある連結親法人又はその連結子法人が適格事後設立により被事後設立法人に鉱業事務所を移転した場

12 第六十八条の四十三第十五項、第十六項前段及び第十七項前段の規定は、第一項又は第八項の探鉱準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十八条の二第一項の探鉱準備金を含む。）を積み立ててある連結親法人又はその連結子法人が適格現物出資により被現物出資法人に鉱業事務所を移転した場合（第三項に規定する新鉱床探鉱費を支出している試掘権を併せて移転した場合に限る。）について準用する。この場合において、第六十八条の四十三第十六項前段中「第三項」とあるのは「第六十八条の六十一第四項」と、同条第十七項前段中「第五十五条第十八項」とあるのは「第五十八条の二第十三項」において準用する第五十五条第十八項」と、「第三項」とあるのは「第六十八条の六十一第四項」と、「同条第十八項」とあるのは「第五十八条の二第十三項」において準用する第五十五条第十八項」と読み替えるものとする。

合（第三項に規定する新鉱床探鉱費を支出している試掘権を併せて移転した場合に限る。）について準用する。この場合において、第六十八条の四十三第十九項前段及び第二十項前段中「第三項」とあるのは、「第六十八条の六十一第四項」と読み替えるものとする。

#### 14・15 省略

##### （新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除）

第六十八条の六十二 前条第一項の探鉱準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十八条第一項の探鉱準備金を含む。）の金額を有する連結親法人又はその連結子法人が、各連結事業年度において、前条第一項に規定する新鉱床探鉱費の支出を行つた場合又は第五十九条第一項に規定する探鉱用機械設備（次項において「探鉱用機械設備」という。）について償却をした場合には、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、これらの支出又は償損金の額に算入される金額のほか、次に掲げる金額のうち最も少ない金額に相当する金額は、損金の額に算入する。

##### 一 省略

二 前連結事業年度等（前条第四項に規定する前連結事業年度等をいう。以下この号及び次項において同じ。）から繰り越された同条第一項の探鉱準備金の金額（第五十八条第一項の探鉱準備金を積み立ててある当該連結親法人又はその連結子法人の前連結事業年度等から繰り越された同項の探鉱準備金の金額を含むものとし、前連結事業年度等の終了の日までに前条第四項又は第五項の規定により益金の額に算入された金額（第五十八条第四項又は第五項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合には当該金額を控除した金額とする。）のうち、当該連結事業年度において前条第四項又は第五項の規定により益金の額に算入された、又は算入されるべきこととなつた金額に相当する金額

##### 三 省略

2 前条第二項の海外探鉱準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十八条第二項の海外探鉱準備金を含む。）の金額を有する連結親法人又はその連結子法人が、各連結事業年度において、前条第二項に規定する新鉱床探鉱費（以下この項において「海外新鉱床探鉱費」という。）の支出を行つた場合又は専ら国外において事業の用に供される探鉱用機械設備（以下この項において「海外探鉱用設備」という。）について償却をした場合には、当該連結事業

た場合（第三項に規定する新鉱床探鉱費を支出している試掘権を併せて移転した場合に限る。）について準用する。この場合において、第六十八条の四十三第十九項前段及び第二十項前段中「第三項」とあるのは、「第六十八条の六十一第四項」と読み替えるものとする。

#### 14・15 同上

##### （新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除）

第六十八条の六十二 前条第一項の探鉱準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十八条の二第一項の探鉱準備金を含む。）の金額を有する連結親法人又はその連結子法人が、各連結事業年度において、前条第一項に規定する新鉱床探鉱費の支出を行つた場合又は第五十八条の三第一項に規定する探鉱用機械設備（次項において「探鉱用機械設備」という。）について償却をした場合には、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、これらの支出又は償却に係る損金の額に算入される金額のほか、次に掲げる金額のうち最も少ない金額に相当する金額は、損金の額に算入する。

##### 一 同上

二 前連結事業年度等（前条第四項に規定する前連結事業年度等をいう。以下この号及び次項において同じ。）から繰り越された同条第一項の探鉱準備金の金額（第五十八条の二第一項の探鉱準備金を積み立ててある当該連結親法人又はその連結子法人の前連結事業年度等から繰り越された同項の探鉱準備金の金額を含むものとし、前連結事業年度等の終了の日までに前条第四項又は第五項の規定により益金の額に算入された金額（第五十八条の二第四項又は第五項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合には当該金額を控除した金額とする。）のうち、当該連結事業年度において前条第四項又は第五項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合には当該金額を控除した金額とする。）のうち、当該連結事業年度において前条第四項又は第五項の規定により益金の額に算入された、又は算入されるべきこととなつた金額に相当する金額

##### 三 同上

2 前条第二項の海外探鉱準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十八条の二第二項の海外探鉱準備金を含む。）の金額を有する連結親法人又はその連結子法人が、各連結事業年度において、前条第二項に規定する新鉱床探鉱費（以下この項において「海外新鉱床探鉱費」という。）の支出を行つた場合又は専ら国外において事業の用に供される探鉱用機械設備（以下この項において「海外探鉱用設備」という。）について償却をした場合には、当該連結事業